

平成26年労第420号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A市所在の会社Bに派遣労働者として雇用され、A市所在のC会社Dセンター（以下「事業場」という。）に派遣されて部品倉庫内において、製品の梱包作業や発送作業に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日午後5時37分頃、業務終了後帰宅するために事務所を出て、事業場敷地内にある駐車場に止めていた自家用車に向かって歩いていたら、事務所出入り口前のスロープにおいて、つまずいて転倒し負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、翌日、E病院に受診し「左手掌打撲傷、左第1指中手指節間関節捻挫」と診断されて加療を受け、その後、F整形外科に転医し「左母指基節骨剥離骨折」と診断されて加療を続け、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害の程度が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害として検討すべきものは、医証等から、決定書理由第2の2の(2)のア及びイに説示するとおり、左母指の機能障害及び左手指の神経症状であると認められる。

(2) 決定書別添に掲げる障害等級認定基準(以下「認定基準」という。)に照らして、上記の各残存障害について検討すると、以下のとおりである。

ア 左母指の機能障害については、決定書理由第2の2の(2)のアに説示するとおり、G医師の診断書から、可動域制限は認められず、運動機能に障害は認められない。よって、当審査会としても、認定基準に該当しないものと判断する。

イ 左手指の神経症状については、決定書理由第2の2の(2)のイに説示するとおり、請求人が、親指を広げたり、ぐっと握ったりするとズキンと痛みが走る旨主張しているところ、G医師は左母指MP関節尺側の運動時痛を認める旨述べていることからすると、「局部にがん固な神経症状を残すもの」とまでは認められず、当審査会としても、障害等級第14級に該当するものと判断する。

(3) 以上のことから、請求人に残存する障害は障害等級第14級を超えるものとは認められない。

なお、請求人らは、剥離骨折という異常所見が画像上存在しているので、単なる神経症状ではなく、他覚的所見の裏付けのある神経症状であり、障害等級第12級の13に該当する旨主張しているが、労災保険法に基づく保険給付は労働能力のそう失に対する損失てん補を目的とするものであるから、他覚所見の有無だけではなく、神経症状の労働能力に及ぼす影響をも考慮して判断すべきものであり、その主張は採用できない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。